

令和4年度「林業労働力緊急確保対策奨励事業」を活用して 林業に従事する人材を確保しませんか？

「林業労働力緊急確保対策奨励事業」制度は、林業就業者の確保と主伐・再造林や他産業との兼務などの多様な働き方に取り組む林業事業主の皆さまを支援します。

対象者事業主

長野県内で林業を行っている個人、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、森林組合、事業協同組合、特定非営利活動法人等

補助金の対象となる方

【対象】 令和4年4月1日以降に新たに採用され、植栽、下刈りをはじめとする林業に従事するため、**3か月以上継続して雇用**されている方

【前提】 **申請日における雇用保険の被保険者数が昨年度の被保険者数を上回っている人数分**が補助対象

注意事項(補助対象外)

- ・同一年度で契約期間が満了した対象者を再び雇用しても2度目以降は対象になりません。
- ・当該年度中の「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修生（トライアル雇用を含む）は対象になりません。

補助金の対象人数

約40名（予算額に達した時点で募集を終了します）

補助率・補助額

対象者に支給された給与・手当×1/2以内（上限額36万円/人）

活用事例

- 時期的に業務量が集中する下刈り等の保育作業の従事者の確保
- 素材生産事業の補助作業を行うための従事者の確保 など

ご利用の流れ

対象者認定申請書を長野県林務部信州の木活用課に提出
(随時受け付けています)
※予算額に達した時点で受付を終了します。

対象者を3か月以上継続して雇用(令和5年2月28日までが対象)

信州の木活用課に**補助金交付申請書兼実績報告書**を提出(9、12、2月末日に受付)

- 1 交付決定
- 2 交付請求
- 3 補助金支払い

補助事業の支給要件の詳細は、長野県ホームページをご参照ください

ご不明な点やご質問がございましたら 長野県 林務部 信州の木活用課までお尋ねください。
(〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 TEL 026-235-7274)



林業労働力緊急確保対策奨励事業

検索

